

第Ⅲ部 労働安全衛生を所管する中国の政府機関等

I はじめに

中国で、労働安全衛生を所管する代表的な中央政府の機関は、次の表のとおりである。

なお、2018年3月に発足した「緊急管理部」の内部組織に関しては、この資料作成者は、2021年10月に資料を探したが、適切な英文の資料は見当たらなかったため、以下の記述における関係箇所では、「不明」としている。

中国語名	日本語表記	左欄の英語名	ウェブサイトのアドレス (2021年10月21日に再確認しました。)
国务院	国务院	State Council	http://www.gov.cn/guowuyuan/index.htm (中国語版) http://english.www.gov.cn/ (英語版)
人力资源社会保障部	人的資源・社会保障部	Ministry of Human Resources and Social Security of the People's Republic of China	http://www.mohrss.gov.cn/ (中国語版のみ)
应急管理部	緊急管理部 (なお、「国家安全生产监督管理局」(日本語では「国家安全生产监督管理局」) (http://www.chinasafety.gov.cn/)	Ministry of Emergency Management of the People's Republic of China	https://www.mem.gov.cn/ (中国語版のみ)

	gov.cn/newpage/ 。英語では <i>State Administration of Work Safety</i> （略称： <i>SAWS</i> ）は、2018年3月の第13回全国人民代表大会第1回会合で承認された国務院の制度改革計画に基づく国務院の制度改革によって2018年3月21日に、緊急管理部に統合された。）		
国家统计局	国家統計局	National Bureau of Statistics of China	http://www.stats.gov.cn/zjtj/gjtjj/201311/t20131108_457871.html （中国語版） http://www.stats.gov.cn/english/ （英語版）

上記の表に掲げたように、中国政府の労働安全衛生関係機関で、英語版のウェブサイトを持っている機関、また、英語版のウェブサイトがあってもそこに収載されている英語版の資料は、極めて少ない。したがって、この資料を纏める過程で、労働安全衛生関係の情報を収集し、及び理解するためには、英語で作成されている資料に頼ることが多くならざるを得なかったことをお断りしておく。

なお、上記のほか、中国国家機構改革の最新動向（2018年5月）については、日本貿易振興機構（JETRO）の北京事務所のウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/ab8b97d662927663.html>（このアドレスは、変更されていないことを2021年10月21日確認しました。）にアクセスすれば、さらに詳細な情報が得られる。しかしながら、中国の緊急管理部の内部組織を紹介する英語版の資料については、資料作成者が検索した限りでは見当たらない。

II 労働安全衛生を所管する中国中央政府の機関及び組織図

労働安全衛生を所管する中国中央政府の機関、機構、業務内容、相互の関連等に関しては、後ほど紹介する「ILO 中国及びモンゴル担当事務所によって記述された、中国の労働安全衛生に関する国家プロフィールレポートの全文の英語原文—日本語仮訳について」中の“ State Administration of Work Safety (略称 : SAWS)”については、“ Ministry of Emergency Management of the People’s Republic of China ”と読み替えていただきたい。

「2. 国家の労働安全衛生監督管理システム

2.1 国家の労働安全衛生監督管理のための業務システム

2.2 国務院の労働安全委員会

2.2.1 組織の構造

2.2.2 主な機能

2.2.3 事務局

2.3 労働安全の国家行政に関する簡単な紹介

2.3.1 組織図

2.3.2 主な機能

2.3.3 主な内部部局の機能

2.4 石炭鉱山保安の国家行政 (SACMS)」

等を参照されたい。ここでは、その中の「2.3.1 組織図」のみを再掲しておく。

中国では、労働安全衛生を所管する中央省庁の行政機関は、単一ではなく、次の組織図にあるように複合構造になっている。

なお、この図中にある「

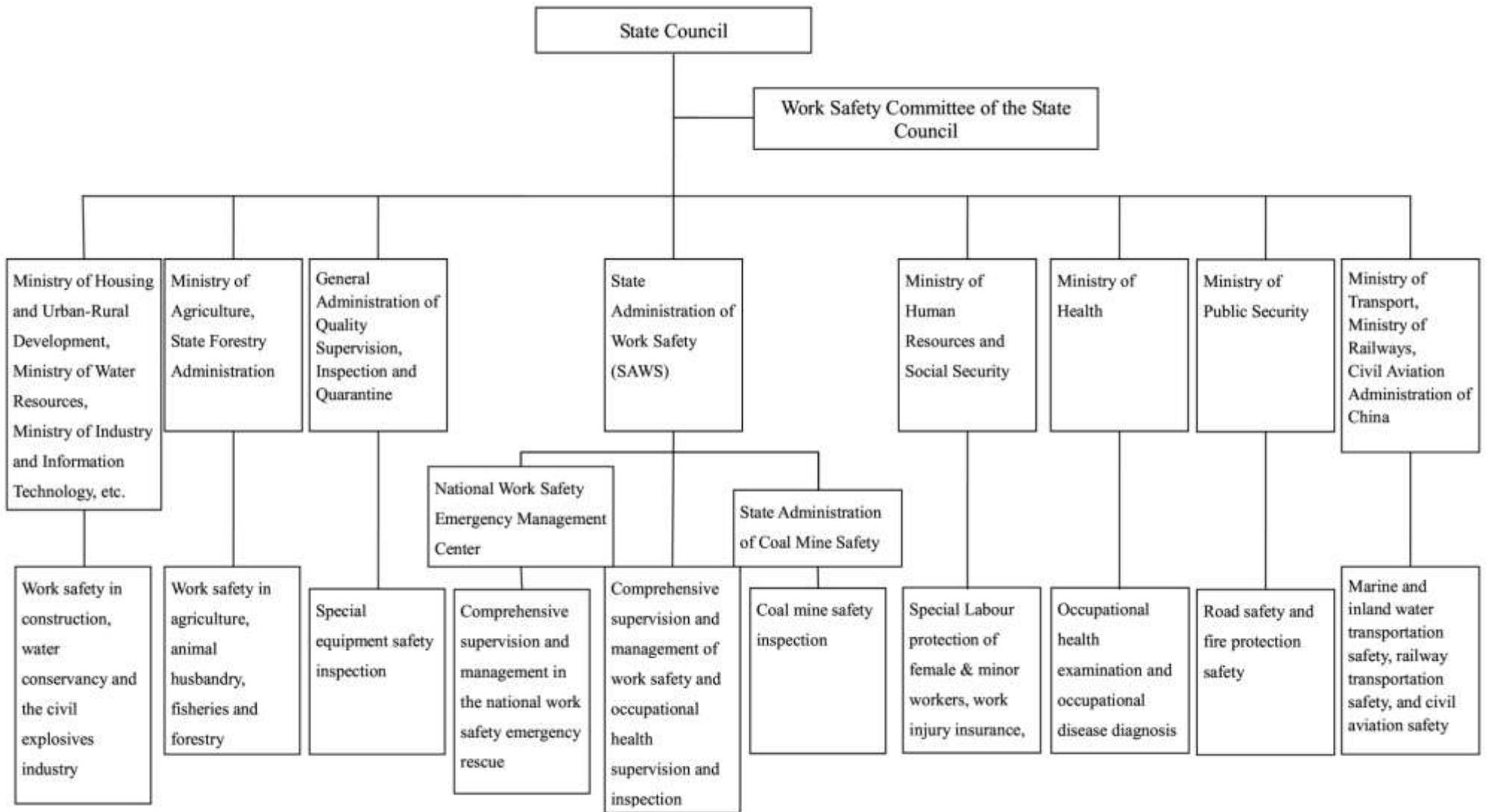


Chart 2-1 Organizational Structure of the National OSH Supervision and Administration System

(再掲)

訳者注：図 2.1 に掲げられている中国中央政府機関の英語の名称及びこれらの仮訳は、次の表のとおりである。「部」は、通常中央省庁を意味する日本の「省」に相当する。）

英語原文	左欄の下部組織の英語の名称又は所管事項（所管事項については青色で表示する。）	左欄のさらなる下部組織の英語の名称又は所管事項（所管事項については青色で表示する。）	日本語表記
State Council			国務院
Work Safety Committee of the State Council			国務院労働安全委員会
Ministry of housing and urban-rural development , Ministry of Water Resouses, Ministry of Industry and Information Technology, etc.			住宅・都市農村部、水資源部、産業・情報技術部等
	Work safety in construction, water conservancy and the civil explosives industry		建設、治水及び民用爆破製品産業
Ministry of agriculture, state forestry administration			農業部、国家林野管理庁
	Work safety in agriculture, animal		農業、畜産、漁業及び森林における

	husbandry, fisheries and forestry		労働安全
General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine			品質監督・検査・検疫行政総局
	Special equipment safety inspection		特別の設備の安全検査
Ministry of Emergency Management of the People's Republic of China (以前の “State administration of work safety (SAWS)”は、ここに統合された。)	(不明)		緊急管理部
	National Work Safety Emergency Management Center		国家労働安全緊急管理センター
		Comprehensive supervision and management in the national work safety emergency rescue	包括的な国家労働安全の監督及び管理
	Comprehensive supervision and management of work safety and occupational health supervision and inspection		労働安全及び労働衛生監督及び管理の包括的な監督及び管理
	State Administration of Coal Mine Safety		国家石炭鉱山安全庁
		Coal mine safety inspection	石炭鉱山の安全検査

Ministry of Human Resources and Social Security			人的資源・社会保障部
	Special Labour protection of female & miner workers, work injury insurance		女性及び少数労働者の特別の労働保護及び労災保険
Ministry of health			保健部
	Occupational health examination and occupational disease diagnosis		労働衛生検査及び職業性疾病の診断
Ministry of public security			公安部
	Road safety and fire protection safety		道路安全及び火災防護安全
Ministry of transport, Ministry of railways, civil aviation administration of china			運輸部、鉄道部、中国民間航空部
	Marine and inland water transportation safety, railway transportation safety, and civil aviation safety		海上及び内水面輸送の安全、鉄道輸送の安全、及び民間航空安全

なお、2018年3月の中華人民共和国の第13回全国人民代表大会第1回会合で承認された国務院の制度改革計画に基づく国務院の制度改革によって中国の労働安全衛生を所管する中国中央政府の権限のある機関の詳細については、未だわからないことが多いのですが、現時点で把握した限りでは、今回の中央政府の機構改革により労働安全衛生を所管する機関は、2018年3月21日以降、概ね次のとおり変更されています。

- 安全生産監督管理総局⇒「[緊急管理部](#)」に移管（注：中国中央政府の「部」とは日本の中央政府の省に相当する部局です。以下同

じ。)

- 保健部における労働衛生検査及び職業性疾病の診断の業務⇒「[国家衛生健康委員会](#)」に移管
- 品質監督・検査・検疫行政総局⇒「[国家市場監督管理総局](#)」に移管
- 農業及び国家林野管理を担当する部局での農業、畜産、漁業及び森林における労働安全の業務⇒「[農業農村部](#)」に移管